［略］

資金移動業者に関する内閣府令第十五条第五項	、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令	、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年財務省令第三号）において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第四十六条第一号	及び第二十九条各号に掲げる者	、第二十九条各号に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第百十一条第一項第十二号及び第百十八条第八号において同じ。）
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第四十六条第十六号	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）

［同上］

資金移動業者に関する内閣府令第十五条第五項	、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令	、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年財務省令第三号）において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
［項を加える。］		
［項を加える。］		